

令和6年度第4回生涯学習審議会会議録

1 日 時

令和6年11月29日（金）14時 開会

2 場 所

流山市文化会館（中央公民館） 第2会議室

3 議 題

- （1）流山市生涯学習センター体育館及びコミュニティプラザ体育室の冷房
利用料金の設定について（諮問）
- （2）流山スポーツフィールドA面の利用料金の設定について（諮問）
- （3）その他

4 出席委員

土屋委員 滑川委員 谷田委員 山田委員 天農委員 若松委員

5 事務局

石川生涯学習部長 寺門生涯学習部次長兼文化芸術・生涯学習課長
小池スポーツ振興課長 佐々木公民館長 伊原図書館長 北澤博物館長
【文化芸術・生涯学習課】
加藤生涯学習係長 島田会計年度任用職員（記録）
【スポーツ振興課】
寺田課長補佐 青木スポーツ施設係長 田中主事

6 傍聴者 なし

7 会議録

【14時 開会】

（司会）

ただ今より、令和6年度第4回流山市生涯学習審議会を開会いたします。
本日の司会を務めます文化芸術・生涯学習課の加藤と申します。よろしく、
お願いいたします。

初めに、生涯学習部長より御挨拶を申し上げます。

（生涯学習部長）

本日は御多用の中、審議会に御出席いただき誠にありがとうございます。

本日は、「流山市生涯学習センター体育館及びコミュニティプラザ体育室の冷房利用料金の設定について」並びに「流山スポーツフィールドA面の利用料金の設定について」を諮問させていただきたく存じます。前回の審議会で概要を説明させていただきましたが、委員の皆様には、多面にわたる御意見を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

(司会)

次に、配付資料の確認をお願いいたします。

(1) 次第

(2) 資料1「流山スポーツフィールドA面の利用料金の設定について」

(3) 資料2「料金設定算出の考え方」

(4) 資料3「千葉県内人工芝グラウンド料金比較表」【非公開】

《事前送付資料》

(1) 流山市生涯学習センター体育館及びコミュニティプラザ体育室に係る冷房利用料金の設定について

よろしいでしょうか。それでは、議事に入ります。

審議会は公開が原則となっております。議事録作成のため、発言等は録音させていただきますので御了承ください。

ここからは、土屋会長に進行をお願いいたします。

(土屋会長)

本日の出席状況を報告します。出席委員は6名で、委員数(12名)の半数以上となりますので、「流山市生涯学習審議会条例」第5条第2項に規定する定足数に達しており、会議は成立していることを御報告いたします。

本日の議題は、

(1) 流山市生涯学習センター体育館及びコミュニティプラザ体育室の冷房利用料金の設定について(諮問)

(2) 流山スポーツフィールドA面の利用料金の設定について(諮問)

(3) その他

となっております。

初めに(1)流山市生涯学習センター体育館及びコミュニティプラザ体育室の冷房利用料金の設定について、諮問書をお受けしたいと思います。

(事務局)

それでは、生涯学習部長から土屋会長へ諮問書をお渡しさせていただきます。

(生涯学習部長)

【諮問書を読み上げ】

流山市生涯学習センター体育館及び流山市コミュニティプラザ
体育室の冷房利用料金の設定について（諮問）

流山市生涯学習審議会条例（平成20年流山市条例第6号）第2条の規定に基づき、下記の事項について貴審議会に御意見をいただきたく諮問します。

記

1 諮問内容

「流山市生涯学習センター体育館及び流山市コミュニティプラザ体育室の冷房利用料金の設定」について、貴審議会の意見を求めるものです。

2 諮問理由

流山市生涯学習センター体育館及び流山市コミュニティプラザ体育室は避難所に指定されている施設であり、使用される際の快適性の向上や夏季の施設使用者の熱中症対策のため、令和7年3月末までに冷房設備が設置されることになりました。

このことに伴い、令和7年度以降の夏季における施設使用の際の冷房利用料金の設定について御意見をいただきたく、諮問するものです。

【土屋会長に諮問書を手渡す】

(生涯学習部長)

どうぞ、よろしくお願いいたします。

(土屋会長)

それでは、諮問を受けました「流山市生涯学習センター体育館及びコミュニティプラザ体育室の冷房利用料金の設定について」の説明をお願いいたします。

(生涯学習部次長)

生涯学習センター体育館及びコミュニティプラザ体育室に係る冷房利用料金の設定について、御説明いたします。

谷田委員から、事前に御意見をいただきありがとうございました。2ページ「冷房利用料金を加算した主要な利用料金例」に、終日や全面利用等の料金も載せた方がよいとの御指摘をいただきましたが、あくまで審議会資料ですので利用実態が多い料金例を掲載させていただきました。

初めに、4ページを御覧ください。

中段の表は、小・中学校の体育館開放による冷房料金の一覧です。学校の体育館は、市民への貸し出しを目的とした施設ではないため、施設利用料金は徴収していません。学校開放による体育館の使用は目的外のため、空調料等は実費負担となっています。

次に、上段の表は、市内屋内体育施設の全面利用時の料金比較です。キッコーマン アリーナ、生涯学習センター、コミュニティプラザは、市民への貸し出しを目的とした施設であることから、各施設の設置及び管理に関する条例に基づき、施設利用料金を徴収しています。

また、キッコーマン アリーナの「メインアリーナ」及び「サブアリーナ」は、条例に基づき、1時間当たりの冷房利用料金を3,410円、1,256円と定めていますが、貸し出しを目的とした施設であるため、実費負担ではなく受益者負担率50パーセントで設定しています。

それでは、1ページを御覧ください。

「1 光熱費の算出方法」ですが、体育施設は天井が高く、室容量が大きいことから、高効率型のガスヒートポンプ式のエアコンを採用します。新設する機器は、1体育施設あたり、室外機が3基、室内機が12基です。

中段の「利用者負担額の算出」の表を御覧ください。

運転（高負荷）8,229円及び運転（通常）10,241円の金額は、下段の表の小計Cの金額に、想定稼働時間（高負荷は3時間、通常は11時間）を掛けた金額となります。

ガス料金と電気料金を合わせた1日の運転費用は18,470円で、使用時間14時間で割り返すと1時間当たりの運転費用は1,320円となります。受益者負担率は50パーセントを採用しますので、1時間当たりの利用者負担額は660円となります。

2ページを御覧ください。

「2 各施設の運用状況等」ですが、生涯学習センター体育館の利用料金は使用時間（「午前」「午後」「夜間」「終日」）と使用面（「全面」「半面」）に区分され、それぞれに「平日料金」「土日・休日料金」が決められています。

施設の利用状況は、ほとんどが各コマ単位で、使用面は半面が約94パーセントです。減免適用率に関しては、約50パーセントが小・中・高校生、高齢者の利用で、5割減免を受けています。

下段の表「冷房利用料金を加算した主要な利用料金例」を御覧ください。

一例として、平日の午前（9時から12時までの3時間）に半面使用した場合は、施設利用料金1,100円、冷房利用料金990円で、計2,090円となります。使用者が5割減免対象の場合は、施設利用料金550円、冷房利用料金495円で、計1,045円となります。

3ページを御覧ください。

次に、コミュニティプラザ体育室ですが、利用料金は専用使用（「全面」「半

面」「6分の1面」)、個人使用「6分の1面」に区分され、それぞれ1時間当たりの料金が条例で定められています。

施設の利用状況は、1時間利用が約30パーセント、2時間利用が約50パーセントとなっています。使用面は半面が約50パーセント、6分の1面が約48パーセントです。減免適用率に関しては、約44パーセントが小・中・高校生、高齢者の利用で、5割減免を受けています。

下段の表「冷房利用料金を加算した主要な利用料金例」を御覧ください。

半面を1時間使用した場合は、施設利用料金732円、冷房利用料金330円で、計1,062円、2時間使用した場合は2倍の2,124円となります。使用者が5割減免対象の場合は、1時間使用で531円、2時間使用で2倍の1,062円となります。

また、6分の1面使用の場合は、1時間使用で606円、2時間使用で2倍の1,212円で、使用者が5割減免対象の場合は、1時間使用で303円、2時間使用で2倍の606円となります。

説明は以上です。

(土屋会長)

前回の審議会で、算出根拠や各施設の利用状況の資料を提出するようお願いしました。ただ今、御説明いただきましたが、質問や御意見等がございましたら挙手願います。

(天農委員)

1 ページ目。「利用者負担額の算出」「各運転の想定時間と運転費用」の表にある運転(高負荷)と運転(通常)の意味をもう一回説明していただけますか。

(担当課)

運転(通常)は、エアコンを付けた時の通常の機械の負荷の状況を示しています。運転(高負荷)は、日中の暑い時間に、機械にかなりの負荷をかけて動いている状況を示しています。

(天農委員)

一日中、高負荷ではないし、季節によってはそうでもないこともあるということですね。

(担当課)

季節は夏場で、その中でも時間帯としては午後1時からの3時間程度がかなり暑いと思われますので、非常に負荷がかかった状態で動きます。夕方以降は通常と想定しました。

下段の表は、今回の設備を動かす時の電気とガス消費量を、それぞれ一時間当たりで算出しています。設備は室外機が3機、室内機が12機あり、それぞれ消費電力があるので足し合わせて各消費量に1時間当たりの電気料金の単価を掛けて算出しています。

（土屋会長）

エアコンを動かすには電気とガスの料金が両方発生し、1日のうち35度以上になると強くかかることを高負荷と言っているとのことですね。また1日14時間の稼働を想定していて、35度以上になるのは1日3時間ぐらいなので、残りは11時間として、1時間当たりの料金が出ており、掛け合わせると右の数字になるという理解でよろしいでしょうか。

（滑川委員）

算出根拠はしっかりと出ていますが、時間の想定が分かり難くて、生涯学習センターは9時から21時までの12時間が貸し出し時間ですが、14時間の使用時間との2時間差について、使用開始前からの稼働を想定しているのかなどが書かれていないので、疑問が出ると思います。また、ガスでエアコンが動いていることが想像できないので、その辺の説明をもう少し加筆してもよいのではと思いました。

（担当課）

コミュニティプラザは、夏場は朝7時から21時まで開館していますので、14時間で算出しました。

（滑川委員）

分かりました。

（土屋会長）

生涯学習センターも同様でしょうか。

（生涯学習部次長）

両施設の貸し出し時間の設定は違いますが、同メーカーの同じ台数の室外機と室内機が設置されますので、14時間で算出しています。

（土屋会長）

生涯学習センターの稼働時間に2時間上乘せしているのはどうなのか、説明できる資料にするべきかと思いますが、いかがでしょうか。

（生涯学習部次長）

生涯学習センターの体育館は、高負荷運転よりも通常運転時間の方が2時間多くなりますので、高くないと考えられますので、結果として利用者の不利益ではなく利益に進むと思います。

（滑川委員）

1 ページの光熱費の算出方法のところで、前提条件をもっと書いてもよいと思います。両体育施設は面積も容積もほぼ同じで、同社の同数の機械が入るから、計算方法は同じ。通常運転が11時間で計算しても9時間で計算しても、高負荷運転の時間は変わらず、1時間当たりで換算するので、むしろ安い方で計算されているときちんと示した方が分かりやすいと思います。なぜ14時間で計算して1時間当たりを出しているのか、2つの施設の状況が分からない人がこの資料を見ると理解し難いと思うので、もう少し言葉を足していただければと思います。

（土屋会長）

分母の関係で14時間想定の方が安くなり、そちらに合わせているということですね。

（谷田委員）

コミュニティプラザ体育室が、7時から使われているというのが実際に例としてありますか。

（スポーツ振興課長）

実際に早朝7時から使っているという例はあります。

（谷田委員）

分かりました。

（山田委員）

気候変動で、夏場は5月からとか、終わりが10月だったり11月だったりする可能性が出てくると、事前に冷房料金を徴収するのではなく、その日の気温に応じていただいたり、いただかなかったり、複雑になるのでしょうか。

（スポーツ振興課長）

御指摘のとおり、非常に暑い日はいつからか決まっていない状況ですので、その日の状況に合わせて運用していくということで考えています。

（山田委員）

職員の負担は大きくなりますよね。

（スポーツ振興課長）

そういった懸念は出てくるかと思います。

（土屋会長）

夏季ということで、いつからいつまでという具体的な日程が設定されているわけではないのですね。

（滑川委員）

冷房を付けるか付けないかですよね。

（スポーツ振興課長）

冷房を付けられる時期は、厳密に何月から何月という設定はいたしません。

（土屋会長）

朝の時点で何度かということでしょうか。

（生涯学習部長）

基本的に冷房を使うか使わないかは使用者の判断になりますが、当日涼しかったり、逆もありますので、当日の気温で判断することになると思いますし、施設管理者には柔軟に対応していただくよう考えております。

（土屋会長）

冷房料金を払いたくなくて、暑くないと言い張り、その結果熱中症を発症したとなるとどうなりますか。

（生涯学習部長）

現在、冷房設備がない状況で夏季の使用をしておりますが、熱中症警戒アラートが発令されているような状況では、施設管理者が利用者に使用を抑制する促しをしているところです。自己判断できる考えはないことはないのですが、基本的には注意を促して最終的には自己責任を問う形でおります。

（土屋会長）

警戒アラートが発令されなければ、冷房を付けず、冷房料金を払わなくてよいということでしょうか。

（生涯学習部長）

想定している中ではバドミントンや卓球など、風を気にする使い方というものもあるので、最終的には利用方法によって変わってくると思いますが、設置目的には熱中症対策というのがありますので、基本的には使っていただきたいスタンスです。

（土屋会長）

同じ理由で、だから暖房はなく冷房の場合のみの対応という理解でよろしいでしょうか。

（生涯学習部長）

はい。

（若松委員）

実際にコミュニティプラザを使って活動していますが、他の6分の1で卓球やバドミントンで使っている時に、こっちは冷房の料金を払ったのに結局入れてもらえなくて暑い状態のままといったことが発生してしまうかもしれないので、逆に「夏は熱中症対策のために付けます」と決めないと、複合で使う時にトラブルになるかなと思いました。

また、電気料金ですが、令和6年度上半期で最も高い料金を採用したとありますが、暖房を使う可能性もあるのですか。

（生涯学習部長）

使用がバッチングした時の運用については検討事項でございます。今回、料金設定を中心に諮問させていただいていますが、運用についてはシミュレーションした上で、今後、指定管理者と詰めてまいりたいと思います。

また、暖房の運用は考えていませんが、冬季に避難所となった場合は、当然使用を想定しています。

（若松委員）

電気料金は冬に跳ね上がるので、跳ね上がった時の最大電力で電気料金の基礎レベルが決まってしまうので、冬の間多く使ったときは、もしかしたら次の1年間高い設定になってしまうのかと思ったので質問させていただきました。

（土屋会長）

実際に、消費量と料金の変動はあるんですね。

（生涯学習部長）

公共施設の利用料金は、3年ごとに見直しを行っておりますので、今回の決定により3年間は変わりません。料金試算に当たりましては、1ページに、基本的な考え方をお示ししていますが、車の燃費と同様に、購入時の判断基準となる性能効率基準がございます。稼働状況によりコストが異なりますので、実際の使い方に近い電気とガスの消費量の性能効率基準を根拠として活用させていただいております。

（土屋会長）

資料に書いてある電気料金の単価設定はどこからきているのでしょうか。カタログ性能上のような一般的なことなのでしょうか、それとも例えば過去3年間の電気料金から算出したものなのでしょうか。

（生涯学習部長）

機械性能は、公表されているカタログスペックで考えております。ガス・電気料金につきましては、近年の平均的な単価の中で、一番高い金額で設定してございます。

（土屋会長）

わかりました。ありがとうございます。

（若松委員）

コミュニティプラザは、ほぼ9割が体育施設で、生涯学習センターは体育館の他にいろいろな複合施設になっているので、電気量の設定も、もしかしたらちょっと他のところが冬使ってしまったら、全体で上がってしまう施設なのかと思ったので、2つの体育施設は面積だけを見たらほぼ同じですが、施設運営全体を考えるとコストの考え方が違うのかと思って質問させていただいた次第です。

（滑川委員）

おそらく施設全体の電気代のことを言っているのではなくて、体育施設を冷やすために使うガスと電気料金なので、ベースのコストが変わっても関係ないと思います。施設としては大変でしょうが、使う方はその時に使っているガス・電気料だけを払うので、基本料金の変動はほぼ関係ないと思います。

（生涯学習部長）

会議室等の部屋については、元々の料金に入っているという考えで、そちらについても3年ごとの見直しがあります。

(谷田委員)

先ほどの話で、冷房を使う、使わないの問題は、管理の方が大変になるのではないですか。例えば、半面でバドミントンの予約が入っている時は、もう一つの半面でバレーボールの使用を管理の方で断らないといけない。ヨガ等であれば他の部屋でやるとか、公民館でやるとかできますけれど、広い場所を必要とするところは難しいですね。

(山田委員)

料金のことでありませんが、「大丈夫だ」と言っても、冷房を使わないのはまずいでしょうみたいな、医学的に考えて何度以上なら付けさせていただくようにしないといけないと思います。

(若松委員)

実際に共同で使用した際、暑いので下の窓を開けさせてほしいと言っただけでも揉めたことがあるので、施設側の運用で冷房を入れることを決めていただくのがよいと思います。

(土屋会長)

料金に関する諮問を受けているので、付帯意見として、運用について利用状況も関係してくるのではないかとということを入れていただければと思います。

他にないようでしたら、ただ今、委員の皆様から伺いました御意見を取り入れる形で、最終的には会長一任で答申とさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

【一同、賛成】

(土屋会長)

ありがとうございます。

次に(2)流山スポーツフィールドA面の利用料金の設定について、諮問書をお受けしたいと思います。

(司会)

それでは、生涯学習部長から土屋会長へ諮問書をお渡しさせていただきます。

(生涯学習部長)

【諮問書読み上げ】

流山スポーツフィールドA面の利用料金の設定について(諮問)

流山市生涯学習審議会条例(平成20年流山市条例第6号)第2条の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の御意見をいただきたく諮問します。

記

1 諮問内容

「流山スポーツフィールドA面の利用料金の設定」について貴審議会の意見を求めるものです。

2 諮問理由

流山スポーツフィールドは、施設整備の計画段階から、未来を担う子供達等に全天候型の人工芝サッカー場(1面)整備の要望を受けており、実現に向け事業費の確保を進めてきました。

この度、令和2年度から募っていた寄附金額の状況を踏まえ、令和7年度にA面を人工芝化し、令和8年度から新しく生まれ変わるA面グラウンドを供用開始することに伴い、利用料金の設定を検討しています。

そこで、「流山スポーツフィールドA面の利用料金の設定」について、御意見をいただきたいと思います。

【土屋会長に諮問書を手渡す】

(生涯学習部長)

どうぞ、よろしくお願いいたします。

(土屋会長)

それでは、諮問を受けました「流山スポーツフィールドA面の利用料金の設定について」の説明を担当課よりお願いいたします。

(スポーツ振興課長)

流山スポーツフィールドA面の利用料金設定について御説明します。

資料1を御覧ください。

流山スポーツフィールドA面は、施設整備の計画段階から子ども達等のために全天候型の人工芝サッカー場整備の要望を議会や利用団体等から受けており、令和2年度から寄附を募っていましたが、昨年巨額の寄附をいただき工事費の確保ができたことから、令和8年度からの供用開始に向け準備を進めており、人工芝化するA面グラウンドに利用料金を設定するものです。

料金(案)は、A面全面を使用した場合、1時間当たりの市内団体の一般は5,000円、小中高校生2,500円、夜間照明については一般、小中高校生とも1,000円です。なお、市外の団体が利用する場合は、それぞれの料金の2倍とします。

資料2「料金設定算出の考え方」を御覧ください。

利用料金の設定に当たっては、平成20年2月制定の「流山市公共施設の利用料金設定に当たっての基本方針」を参考にしています。この中では、体育施設・ギャラリー等の場合、近傍類似施設の料金を参考に設定することになっていますが、ここでは近傍類似施設の料金の他に、これまで流山スポーツフィールドを利用している団体に対するアンケート調査結果や、施設の維持管理・運営等に要する費用など、各視点から総合的に勘案し、設定することとします。なお、照明設備の料金については、算出した実費相当額とします。

グラウンド利用料金については、アンケート調査結果、近傍類似施設の利用料金、施設運営に基づく費用の3つの視点を参考に設定します。

【視点1】アンケート調査結果については、これまでA面のグラウンドを使用したことのある団体に、8月1日から9月1日までの期間に実施したアンケートで、利用料金の上限希望額を伺ったところ、1時間10,000円程度でも利用したい3件、8,000円程度であれば利用したい2件、以下6,000円が2件、5,000円が2件、4,000円が1件と続き、最も低い金額は1,000円3件で、金額と件数の加重平均による算出値は、4,726円でした。

【視点2】近傍類似施設の利用料については、一般的な人工芝グラウンドに採用されている人工芝は、充填剤として黒ゴムチップなどを使用するロングパイル人工芝というものですが、これは、夏場の表面温度の上昇による利用者の健康や、充填剤の飛散、流出による環境への影響が問題となっています。さらに、流山スポーツフィールドは雨水の貯留機能を持つグラウンドであり、大雨が降ると充填剤の黒ゴムチップが流出してしまうことから、充填剤を必要としないノンフィルタイプ人工芝を採用します。ロングパイル人工芝のグラウンドは、千葉市の施設で全面1時間当たり3,640円、ノンフィルタイプ人工芝は、横浜市の施設で全面換算で7,000円の利用率となっています。

【視点3】施設運営に基づく費用については、基本方針の柱の1つである「受益者負担の原則」を基に利用団体の活動により消耗してしまう人工芝部分と、運営費等を負担していただくことを考慮して費用を算出しました。

条件1 年間供用時間の算出については、利用の時間区分を7時から21時までの2時間単位での利用設定としました。

年間のうち、年末年始を除いた359日間に1日の供用時間14時間を掛けた5,026時間が年間供用時間となります。

条件2 原価償却期間は、国税庁で示されている人工芝の耐用年数10年を適用します。

以上の条件により、10年後に人工芝を更新する際にかかる費用を想定し、利用料金を算出しました。人工芝更新費用と運営費の合計2億6,000万円を10年間の供用時間50,260時間で割って、端数調整した5,150円が算定結果となります。

次に照明設備の利用料金については、設備の消費電力等から実費相当額を算出したものを負担してもらうこととします。照明は40台設置しますので、灯具1台当たりの確定消費電力を700ワットとし、直近の電気単価を条件として計算すると1時間当たりの算出金額が1,005円、端数を引くと1,000円となります。

公共施設の利用料金は、できるだけ安価であることが望まれますが、サービスの水準を維持するためには、利用者に応分の負担が求められますことから、ランニングコスト面を第一に考慮した上で、総合的に勘案し、1面1時間当たりのグラウンド利用料金は5,000円が妥当であると考えています。また、照明設備の照明料金については、1面1時間当たり1,000円といたします。

以上で説明を終わります。

(土屋会長)

ただ今、説明がございました。

質問や御意見などがございましたら挙手願います。

(谷田委員)

資料1の「料金(案)」に「市内の各種団体以外の団体が利用する場合の利用料金は、規定利用料金に100分の200を乗じて得た額」とありますが、「市内の各種団体以外の団体」とはどのような団体ですか。

(スポーツ振興課長)

市内団体の利用料金は一般5,000円ですが、市外団体が使用すると倍になるということです。

(谷田委員)

それでしたら、「市外団体」と書いた方が分かりやすいと思います。市外の欄を設けたり、もしくは市内一般の2倍と書いた方が分かりやすいかと。

(スポーツ振興課長)

条例の書き方なので分かり難い表示になっていますが、市外団体は2倍となります。

(若松委員) ※固有名詞は〇〇〇〇に置き換えています。

市内の団体でも、例えば〇〇〇〇は営利とみなされて使えないのでしょうか。

(スポーツ振興課長)

営利目的では登録できない形ですので、現状では営利団体は使えません。

（滑川委員）

先ほどの体育館資料で計算が適切との話が出なかったもので、一応、議事録に加えていただければと思うのですが、説明を受けて計算もしっかりされていて合理的だと思いますということを記録上、発言しておきます。

こちらのグラウンドの方も根拠が示されていて、近隣と比べても極端に高いということもないので適正かと思います。電気代も受益者負担で100パーセントと切りがよく、分かりやすくてよろしいと思いました。

ただ、資料2に計算が書かれていますが、こちらの資料はワット数に単価で計算されていて数字がはっきり目で追えます。体育館の資料はどう出てきたのかパッと見て分からないので、諮問が2件、同じ時期に公開される資料であれば、同じような書きっぷりにして、1キロワット当たり何円というのを使っているとか、式が出てると分かりやすいと思います。

（天農委員）

資料2の2ページ、年間供用時間の算出とありますが、この年間供用時間5,026時間を出す意味はあるのですか。雨が降っても使えるのですか、使える時間を出したわけではなくて、そういうものなのですか。

（スポーツ振興課長）

最大で使える時間を出して、その時間で費用を割って1時間当たりを算出していますので、例えば、雨で使えないとか予約が入らないといったことは考慮しておりません。

（谷田委員）

最大の利用時間で考えると、その分安くなりますよね。

（滑川委員）

使う方に寄り添って最大値で計算すると、市は損をしているということですよ。人工芝の減価償却についても机上の理論で仕方ないのですが、実際10年後は値段も上がっているかもしれません。

（山田委員）

料金設定を利用者に説明する時も、この資料でするのですか。

（スポーツ振興課長）

今後の説明会の際も、根拠を示す場合には全体の大まかな考えとして、実際こういう金額になりますと、こういった資料で説明する予定です。

(山田委員)

好意的な料金になっているので、アピールしていけばよいかと思います。

(土屋会長)

1 時間単位では貸さないのでしょうか。

(スポーツ振興課長)

他の施設でもそうなのですが、1 時間単位で予約を入れますと小間切れに入ってしまったって、半日や1 日通しで使えないということがあります。大会や試合で使っていただきたい考えもございますので、最低2 時間単位で、予約の問題点をここで改めたい考えです。

(土屋会長)

運用上のルールが想定されていて、実際それが周知されている感じなのではないでしょうか。

(スポーツ振興課長)

関係団体から御意見をいただいている中では声をいただいておりますが、今の時点で2 時間単位とはまだ周知していません。

(土屋会長)

例えば3 時間借りたい、5 時間借りたいというのも現実にあるのかなのか疑問に思ったのですが。

(スポーツ振興課長)

実際に使われるのは、サッカーの大会や試合で、半日や通しで1 日の場合が多いです。

(土屋会長)

なるほど。現場では概ね1 時間では貸さないという形で運用されていると理解した方が良いでしょう。

(谷田委員)

アンケート調査の時間というのは1 時間当たりですか。

(スポーツ振興課長)

はい。1 時間当たりです。

(天農委員)

スポーツフィールドを使う際の駐車場は十分ありますか。停められないということはないですね。

(スポーツ振興課長)

流山スポーツフィールドの駐車場は100台を超える台数が停められるように整備してありますので、心配はないかと思います。

先ほどの御質問にお答えした中で、営利団体は使えないと申し上げましたが、実際に考えているのは、市内の営利ではない団体については登録していただいて、利用料金は一般5,000円ですが、営利団体については施設予約システムを使わずに一般料金の2倍の金額で使っていただくことは可能で、全く使えないということではございません。資料1の表の下の100分の200を乗じて得た額が適用になります。団体登録条件の中に市内で活動し、さらに営利を目的としていないという基準から外れる団体については、2倍の料金が適用されます。

(山田委員)

市外団体でも使えるということですか。

(スポーツ振興課長)

市外の営利団体も2倍です。

(土屋会長)

市内営利と市外営利が同じ料金でよいのかとの意見があります。営利団体でも市内で頑張っている団体ならコスト減してもよいのではないかと、逆に市外営利団体なら3倍にしてもよいのではないかとということも考えられますが、その点についてはいかがでしょうか。

(谷田委員)

市内か市外か、営利か営利でないかを審査するのはすごく煩雑で、指定管理者が大変ではないかと。

(スポーツ振興課長)

団体登録については、施設予約システムの団体登録に合致するかどうかの判断になります。

(若松委員)

２ページの年間供用時間の算出のところ。現状４月から９月の６時から７時の早朝利用が、今後なくなるとの理解でよいでしょうか。

(スポーツ振興課長)

はい。早朝６時から廃止し、朝は７時からで、その代わりに夜は２１時までということです。

(土屋会長)

施設に照明が付くので、オールシーズン７時から２１時になるという理解でよろしいですね。

(スポーツ振興課長)

はい。

(谷田委員)

土日と同じ料金で、使いやすいということですね。

(スポーツ振興課長)

はい。

(山田委員)

平日７時から利用する団体は現実にありますか。入っている想定での料金設定かと思いますが。

(スポーツ振興課長)

平日、朝７時からずっと入っている状況はあまりありません。平日早朝６時台の利用については、令和３年に１件程度、令和５年の早朝利用の割合としては３．３パーセントになっています。土日・休日になりますと早朝に使う件数は大会や試合で結構ありますが、平日はほとんどない状態です。

(土屋会長)

資料２の２ページの下の方に、注で諸経費の根拠の額面はここからだと明記していただければ、資料としてさらに分かりやすい気がいたします。

(スポーツ振興課長)

はい、根拠になるものを記載するようにいたします。

（谷田委員）

資料３の表について、ロングパイルタイプの人工芝の利用料金の設定は非常に安くなっているのですが、流山スポーツフィールドでは貯留機能を持つノンフィルタイプの人工芝を使うのなら、上の安いロングパイルの表はいらなかなと思います。

（スポーツ振興課長）

一般的な人工芝は充填材が入ったロングパイルタイプになりますが、他の近隣でどうかとの話になると、どうしても今回使用するノンフィルタイプの人工芝を使った施設が近隣にないので、まず近隣の情報を載せさせていただいています。

（生涯学習部次長）

委員会や市民への説明で必ず聞かれることは、東葛飾地区の状況はどうか、千葉県内の状況はどうかということがあります。今回、審議いただく上で、その表を入れることによって県内の状況が分かるので、参考として表示しております。

（若松委員）

料金の設定について、平日の利用があまりないとのことでしたが、生涯学習センターのように土日・祝日の料金設定を高くしている施設もあります。資料３にあるように、ノンフィルタイプ人工芝の他市施設でも土日・祝日は平日の３０パーセントをプラスしているようですが、今回のサッカー場の場合はそのようなことは考えていないのでしょうか。

（スポーツ振興課長）

他の施設では分ける料金設定はありますが、今回の人工芝グラウンドについては土日、平日で金額を変える想定はありません。

（土屋会長）

資料３を見ると、県内施設においては、小・中・高で若干料金設定が異なるのですが、流山も同様にしないのかという質問が出るかと思うのですが、いかがでしょうか。

（スポーツ振興課長）

今回の料金設定にあたって、参考というか基本としているのは、料金設定の基本方針というのが市であるのですが、その中で子ども料金の設定については小・中・高校生が同じとの記述があるので、それに基づいています。

(土屋会長)

市内の他の施設と同じということですね。

(天農委員)

B面・C面は土のまま、A面は人工芝にして料金を取るの、資料2の2ページ下の管理運営費はA面に関してのみのということですね。

(スポーツ振興課長)

今回有料化するのA面のみですので、こちらの管理運営費もA面に係る部分になります。

(天農委員)

指定管理者を募るのはA面の管理のみで、B面・C面は関係ないでしょうか。

(スポーツ振興課長)

B面・C面は有料化しませんが、管理運営自体は一体的にしますので、指定管理についても流山スポーツフィールド全体に係る形でやります。

(天農委員)

今後、B面・C面が有料になることも考えられるのでしょうか。

(スポーツ振興課長)

今回のA面の有料化は、人工芝化によってグラウンドのグレードが上がるので料金をいただきますが、B面・C面については、今までも整備はしていますが、今後も大きくは変わらない予定ですので有料化は考えておりません。

(山田委員)

素晴らしいコートを作ったら、お金を出してでも利用を希望する声がたくさんあったから造るのですか。

(スポーツ振興課長)

人工芝化についてはご要望があり、基金を募って公募した際にも、人工芝化したあかつきには有料化しますというのは明記しておりました。

(谷田委員)

先程の天農さんのご意見ですが、管理運営費のうち光熱水費が10年間700万円、年間で70万円とのことですが、照明代は別に取りわけですが、これ

だけの光熱水費はどのように計算して出されたのか想定が分かりません。B面・C面が無料で、A面はいいフィールドにして使いやすくするというのはよくわかるのですが、この光熱水費の算定額はどう考えればいいのでしょうか。A面だけを使う人がB面・C面の部分も負担してないか、みたいなことになると思います。

（スポーツ振興課長）

実際にスポーツフィールドには管理棟という建物がありまして、管理する係の者が詰めている形になっています。そういった経費も全て入った形の数字が、管理運営費に入っています。

（土屋会長）

先程この算出根拠を出してほしいと申しましたが、例えば人工芝の機能を果たさせるために、現実の試合では水を撒くようなこともあるかと思います。人工芝だから何もしないと一般的には考えてしまうので、実際の運用や管理の概観が見えてこない、この70万円が分からないと思いますが、いかがでしょうか。

（担当課）

光熱水費ですが、流山スポーツフィールド全体で1年間にかかった総額を出しまして、それを3で割ってるので、3面あるうちのA面だけを想定した金額になっています。

水撒きをするのはロングパイルタイプの人工芝で、黒ゴムチップが入っているのですが、それが熱を持ってしまうので温度を下げるために水で冷やします。ノンフィルタイプ人工芝の水撒きは必要がないと言われています。

（谷田委員）

3で割っているのであれば、それを資料に書いていただければわかりやすいと思います。

（天農委員）

3で割っているなら、B面・C面でも光熱水費が年間で70万円ずつかかっているけれども無料なので、ここではA面のみにかかってくる想定とのことです。

（スポーツ振興課長）

利用料金の算出根拠としてはそうなります。

（土屋会長）

資料２の２ページの下の部分、条件２の経費の算定の件はもう少し検討した方がよろしいのではないかと、という気がしています。管理運営費を３で割って入れたとの説明ですが、委員の皆さんのご意見はいかがでしょうか。今回人工芝化しないＢ面やＣ面も同じ市のフィールドなんだから、市の公共サービスとして条件を同じにすべきだ、３分の１にするとしても管理運営費は上乗せするべきではなく削るべきだという議論をここでしてもいいかもしれません。

個人的には、今後も環境を良くするなら人工芝化することになってくるのではないかと思います、それがいつになるかはわからないのですが、お金が貯まったのでＢ面・Ｃ面も人工芝化するとした時に、３分の１で費用が振られているとわかりやすく説明できるのではないかと考えたのですが、いかがでしょうか。

（若松委員）

３面あって、今まで無料で提供していたところを有料化し払っていただくのはかなり説明が難しいと思いますので、他も入れると既得権ではないですが、今回のＡ面部分だけを算出する形でやってもいいと思います。

（滑川委員）

私も３面あるうちの３分の１を算出根拠として乗せるのは適正かと思います。そんなに経費がかかっていたのに、今まで無料だったことの方がありがたかったかなと。長い目を見て継続的に施設管理をしていかなければならないので、今回の人工芝化を機に今まで取っていなかった管理運営費のＡ面部分の３分の１を乗せていくというのは、割合としては人工芝の値段に対して１割ぐらいですので、今後のことも考えると受益者負担の観点からも納得してもらえる範囲だと思います。

（土屋会長）

管理運営費のＡ面部分の３分の１を乗せていくのは妥当ではないか、とのご意見をいただきました。

意外とまだ検討すべきことはありそうですが、残り時間も少なくなってまいりましたので、議題（２）につきましては次回以降の継続審議とさせていただきます。

次に（３）その他について、事務局から何かございますか。

（事務局）

次回、第５回審議会は令和７年１月２４日（金）１４時から、こちら中央公

民館の講義室で開催いたします。開催通知については、後日、会長名で郵送いたします。皆様、お忙しい時期とは存じますが、御出席いただきますようお願い申し上げます。

「流山スポーツフィールドA面の利用料金の設定について」、答申をまとめていただく予定です。よろしくお願いいたします。以上です。

（土屋会長）

それでは、以上で議事を終了します。

皆様には議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

（司会）

土屋会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年度第4回生涯学習審議会を終了いたします。本日は、お疲れ様でした。

【閉会 16時45分】